

## 第53回社会保障審議会介護保険部会

平成25年11月27日  
全国知事会

### 介護保険制度の改正について

これまでの介護保険部会において事務局が提案した各施策については、全国知事会としても概ね賛同するものであるが、将来にわたり持続可能で真に実効性ある介護保険制度の実現に向け、下記の通り全国知事会としての意見を提出するものである。

#### 記

#### ○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護の連携について

地域包括ケアシステムの構築のためには医療・介護の連携強化が不可欠であることから、国における医療・介護部門間の連携を緊密なものとしていただくとともに、地域における医療介護連携体制の構築を支援していただきたい。

また、医療・介護それぞれの計画や報酬体系が相互に整合性あるものとなるよう、計画策定や報酬改定に係る時期等の最適化を図り、制度面からも医療・介護が一体となった実効性ある地域包括ケアシステムの構築へと繋げていただきたい。

#### ○ 介護予防給付の地域支援事業への移行について

予防給付の一部サービスを地域支援事業へ移行するに当たっては、主体となる市町村が円滑に事業を開始できるよう十分な準備期間を設定するとともに、地域間格差が生じることのないよう配慮しつつ、様々な地域の実情にも対応可能な実施体制の構築支援に努めていただきたい。

また、地方に新たな財政負担や過大な事務負担が生じないよう、ガイドライン等について早期に情報提供した上で、地方と十分に協議を行い、必要な措置を講じていただきたい。

#### ○ 介護人材の確保と資質向上について

主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新期限までに研修を受講するという見直し案について、主任介護支援専門員の資質向上の必要性は認められるため賛同するものであるが、研修受講に係る本人及び施設・事業所等の負担増が懸念されるため、その点に配慮したものとしていただきたい。

また、人材の確保に関連し、看護職員の確保は将来的にも困難であると予測されている中、在宅医療ニーズがさらに高まっていくことを考慮し、看護職員によるサービス提供はより専門的な医

療ニーズに対応したものとするなど、効率的にサービスを提供できる体制の検討をお願いしたい。

#### ○ 小規模通所介護事業所の指定権限の移譲等について

小規模通所介護の事業所について、市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行は、地方分権や地域との連携や運営の透明性を確保する観点から賛同するものである。

しかし、施設の類型がさらに増えるなど介護保険制度の更なる複雑化が懸念されるほか、市町村の事務負担の増加も予想されることから、移行に当たっては利用者及び事業者にとって分かりやすい簡素な仕組みとするとともに、事務負担の軽減にも配慮していただきたい。

また、いわゆるお泊りデイサービスについては、事業者の届出の仕組みを構築するなど、利用者等の安全性・利便性の向上が図られるものとしていただきたい。

#### ○ 特養への入所者の重点化について

特別養護老人ホームへの入所を原則要介護3以上とすることについて、より重度の要介護者が待機している現状を解消する必要性から賛同するものであるが、今回の見直しにとどまらず、引き続き待機者解消に向けた検討をお願いしたい。同時に既入所者の継続入所や、要介護度以外の地域の実情にも配慮するとともに、低所得高齢者や身寄りのない高齢者などが安心して住むことのできる住まいの確保対策を推進していただきたい。

#### ○ 住所地特例の対象拡大について

住所地特例の対象を有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（賃貸借方式）にまで拡大することについて、現状において要支援、要介護の認定を受けている入居者が多く立地自治体の保険財政の悪化が懸念されることから賛同するものである。また、地域包括ケアの観点から、当該特例の対象者が転居先で地域密着型サービスの提供を受けられるようになることについても賛同するものである。

しかし一方で、住所地特例の拡大によって市町村間の事務に過大な負担が発生することが懸念されるため、事務負担の軽減に繋がる仕組みも確実に構築していただきたい。

以上